

第7期 第28回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月9日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (15人)
4. 欠席委員 (4人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程
 - 議案第 103号 農地法第3条の許可申請について (6件)
 - 議案第 104号 農地法第5条第1項の許可申請について (3件)
 - 議案第 105号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中15名です。4名の委員より欠席のご連絡をいただいております。

出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは渡部会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

本日の議案は10件です。慎重に審議していただけたらと思います。

それでは只今から第28回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、11番 ○○ ○○ 委員さん、13番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。議案第103号農地法第3条の許可申請について、6件を議題といたします。1番の案件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第103号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、67㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、ユーカリ、しきび、野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機です。労働力は、本人、夫、子の常時3人です。耕作面積は11,625.67㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図5ページをご覧ください。場所は○○になります。申請地の西側に○○さんの圃場が広がっております。申請地はすでに○○さんが管理しており、機械を使うさいに申請地を通して出入りしております。以前から売買したいと申し出ており、今回売買で話がまとまったとのこと。特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東京都東大和市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 337㎡、同所同字〇〇番〇、田、366㎡で計2筆、合計面積1, 703㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、麦、しきび、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は17, 567㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。譲渡人は東京にお住まいで、相続により当該地を取得したが、こちらのほうに帰ってくる予定がなく、土地を手放したいと考えていたところ、隣接地を耕作する〇〇さんと話し合い売買で話がまとまったとのこと。特に問題ないと思われ。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、912㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。

す。権利内容は小作地解放です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインです。労働力は、常時従業員103人と増員予定で10人、臨時雇用で24人予定しております。耕作面積は110,473㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。申請地は親戚の方が耕作しておりましたが、高齢で耕作ができないことから、今は〇〇が耕作しています。また、周辺の農地も〇〇が耕作していることから、農業規模拡大のために売買で話がまとまりました。譲渡人の〇〇さんも高齢で農業ができないことから元気な内に農地を手放したいと考えられていたとことです。特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇は法人であるが売買が可能なのか。また、小作地解放とはどういったことか。

○事務局

〇〇はすでに農地所有適格法人の要件を満たしており、毎年の報告書も提出していることから、売買することが可能になります。

また、小作地解放についてですが、農地法第3条の申請を提出する際に誰かに農地を貸し付けていれば、解約しなければ申請を受け付けることができませんが、今回のように耕作者に売買するときに限っては解約の手続きなしに申請することが可能です。耕作者に売買する行為を小作地解放と呼んでいます。以上です。

○議長（会長）

他に何か質問はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番、5番、6番目の案件につきまして、譲受人が同じですので、一括審議といたします。事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 広島県東広島市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、789㎡、同所同字〇〇番〇、田、968㎡で計2筆、合計面積1,757㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、コンバイン、田植機、軽トラックです。労働力は、本人常時1人と増員予定で妻1人です。耕作面積は2,142㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、5番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、75㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物以下同じです。

続きまして、6番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、485㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は使用貸借権設定3年です。作付作物以下同じです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図8、9ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。4番の〇〇さんは農業をする予定がなく土地を手放したいと考えていたところ、〇〇さんは経営規模を拡大したいと考えられていたことから、売買で話がまとまりました。5番の〇〇さんは〇〇さんの兄です。すでに申請地は〇〇さんが耕作していたことから贈与することになりました。6番の〇〇さんは〇〇さんの姉で農業をやることのないことから、使用貸借の設定をされたとのこと。特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第104号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第104号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

7番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1,054㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は露天駐車場、権利内容は使用貸借権設定10年です。開発許可は不要です。なお、令和4年7月8日第24回委員会で除外意見決定済の案件です。別紙1土地利用計画図をご覧ください。大型観光バスの駐車場として計画しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図10ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。〇〇さんのバスの停車場所として転用申請がありました。除外意見決定済の案件ですので特に問題ないと思われしますので、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、169㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は露天駐車場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。なお、令和4年7月8日第24回委員会で除外意見決定済の案件です。別紙2の土地利用計画図をご覧ください。外国人労働者の寮の駐車場として計画しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図11ページをご覧ください。〇〇は外国人を多く雇用しており、申請地の西側に外国人が居住しており、今後増える予定であることから、今回申請がございました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

9番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、991㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は露天駐車場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。なお、令和4年7月8日第24回委員会で除外意見決定済の案件です。別紙3の土地利用計画図をご覧ください。〇〇の従業員の駐車場として計画しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇が建築されるときに申請地も購入したかったが、相続の関係が前に進まずに土地を購入することができなかった。今回相続が完了したため、〇〇が購入し露天駐車場として使用したいということで申請がありました。特に問題ないと思われるので、ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第105号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第105号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。農用地区域からの除外についての案件になります。10番 所有者、東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。申出者、松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 665㎡の内388㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地です。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要、転用許可も必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元〇〇委員ですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図13ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。〇〇さんと〇〇さんは親子の関係でして、申請地の北西に〇〇さんの家があります。〇〇さんも高齢ですので、〇〇さんの家の近くに居所を構え、農業を引継いでいくとのこと。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、10件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は11月28日となっております。

以上で第28回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。